

■ 第2回 新潟地方最低賃金審議会

日 時：令和2年7月28日（火）午前9時30分～

会 場：新潟美咲合同庁舎2号館4階 共用会議室

（事務局）

ただいまから、令和2年度第2回新潟地方最低賃金審議会を開会いたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は、委員の皆様全員のご出席を頂いておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項により、本審議会は成立しております。

本日の審議会は公開となっており、傍聴者がおられます。

以後の議事進行は、会長にお願いいたします。

（会 長）

それでは、議事に入ります。まず、議題（1）の新潟県最低賃金の改正決定に係る意見聴取についてです。事務局から資料の説明をお願いいたします。

（室 長）

新潟県最低賃金の改正決定に係る意見聴取ということで、7月22日（水）の期限ということでしたが、意見陳述の申し出がありませんでしたので、無しとさせていただきます。

（会 長）

それでは、申し出がなかったということで、これについては行わないということになります。

続きまして、議題（2）令和2年度地域別最低賃金額改定の目安についてです。事務局から説明をお願いいたします。

（室 長）

議題（2）最低賃金の目安について説明させていただきます。目安については、別冊1のほうに載っております。本題の目安の伝達する前に、中央最低賃金審議会の目安制度について簡単に説明させていただきます。目安制度については、法律に書かれているものではありません。運用によるものでございます。昭和53年から地域別最低賃金の整合性を図るため、中央最低賃金審議会が毎年47都道府県を四つのランクに分け、地域別最低賃金額改定の目安を示し、地方最低賃金審議会へ提示してきたものでございます。目安は、地方最低賃金審議会の審議の参考として示すものであって、拘束するものではありません。あくまでも、地域における最低賃金は地方最低賃金審議会の自主性のもと決定するものとされております。

続きまして、7月22日に中央最低賃金審議会から提示されました目安の伝達をさせていただきます。先ほど申し上げました別冊1の目安についての資料をご覧ください。7月22日の中央最低賃金審議会において、各都道府県の最低賃金に関する目安が厚生労働大臣に答申されました。

答申文（令和2年7月22日付藤村中賃会長から加藤大臣）をご確認いただきます。ポイントについて、私のほうでご説明いたします。

本答申は、地域別最低賃金改定の目安について労使の合意が得られず、目安を定めるに至らなかったが、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、目安に関する公益委員見解を地方最低賃金審議会に提示するものとされております。

また、記の3では、地方最低賃金審議会においては、公益委員見解を十分に理解したうえで、自主性を発揮することを期待するとしております。

次に、別紙1の目安に関する公益委員見解をご覧ください。今年度の地域別最低賃金は、新型コロナウイルスによる経済・雇用・労働者の生活への影響、また中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、また雇用の維持が最優先であること等をふまえて、引き上げの目安を示すことは困難、現行水準を維持することが適当との判断となりました。

中賃のほうでは、平成20年9月リーマンショック後の審議会が翌年の平成21年度の目安に関して、その当時は最優先課題が地域別最低賃金が生活保護を下回っている都道府県がまだ12局あったということで、その都道府県は何年で解消するかという乖離解消予定年数という解消計画を立てて、解消に向けて実施してきました。新潟県に関しては、生活保護との乖離はありませんでした。

また、公益委員見解での引き上げ額は、今回、目安は示さないことが適当であるとしましたが、新潟県はその当時、労側がプラス1円主張しておりましたが、最終的には採決という形で現行どおりという形の答申が行われた経過となっております。ちなみに、昨年度の中賃の公益委員見解では、ランク別ではAランクが28円、Bランクが27円、CとDが26円とされておまして、新潟はCランクなので26円となりますが、昨年はプラス1円の27円。803円から27円プラスの830円ということで決定いたしました。また、今年度も生活保護水準と最低賃金との比較では、前年度に引き続き乖離が生じていないことを確認しております。

次のページの別紙2には、目安の小委員会報告における労働者側見解と使用者側見解が記載されておりますが、後ほど、ご確認いただければと思います。以上で目安の伝達を終わります。

(会 長)

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見があればお願いいたします。よろしいでしょうか。報道等いろいろされている内容ですから、委員の皆様はむしろ目安についての見解は不要になっているかと思えます。中身の議論はこれからというところでございますけれども。

それでは、ご質問等はなかったということで、次の議題に入る前に、事務局はとても忙しいと思うのですが、資料がかなり多いので、別紙なら別紙等と、どの資料を見ていいかわからないということがあられると思いますので、すみませんがよろしくお願いいたします。今回はもうこれで。

続きまして、議題（３）最低賃金基礎調査結果（報告）について、事務局から説明をお願いいたします。

(室 長)

最低賃金の基礎調査結果ということで、別冊２「令和２年度最低賃金に関する基礎調査結果（新潟県最低賃金）」をご覧ください。この資料につきましては、パート労働者を含む新潟県内の地域別最低賃金の全労働者について調査結果を集計した資料となっております。

この資料を作成するために行いました調査方法の概要を記載しております。この調査の目的は、新潟地方最低賃金における最低賃金の決定、決定の審議に資するため、低賃金労働者の賃金の実態を的確に把握することを目的に、毎年６月に実施しております。また、今年から最低賃金実態調査、賃金構造基本統計調査等の調査方法、調査対象者が変わりました。今までですと、02 食料品、03 繊維工業、04 木材木製品とあって15まであって、15の明細区分で局ごとの判断で決めておりましたが、今年から本省が、母集団の比率と精度を高めるために行って、つまり結果的には平成28年のセンサスから9項目。製造業は製造業で一本。例えば、Eの製造業、Gの情報通信のうちの新聞業、出版業、3番目にIの卸売業、小売業、4にLの学術研究、専門・技術サービス業、5番目にMの宿泊飲食サービス業、6番目にNの生活関連サービス業、娯楽業、7番目にPの医療福祉、8番目にその他のサービス業と適用除外労働者の9項目のデータを取り込むことになりました。この資料は、今まで未公表となっておりましたが、ホームページのほうで公表とする形になった関係で、今まで各局で自由に選択していた部分が出来なくなってしまったと。また、今までこの母集団の必要事業場数等を決めて、その数が少なければ事務局のほうで問い合わせして補充したりしておりましたが、今年からはそういうことがなくなったということで、結果的に現状としては、入口のデータ項目自体は、9項目と先ほども言ったのですが、印刷している項目に関しては、今まで皆様方が見られた02の食料品からの順番で並んでおります。ただ、昨年と集計方法が

産業ごとに結果制度を担保できるような調査対象事業数を設計していたり、全局で誤差を 3.5 パーセント統一。今までですと全国で回収率一律 70 パーセントとか、局ごとにいろいろ異なっていた誤差を今回、誤差数値を全局でも 3.5 パーセントに統一していたという形での数字となっております。そういう形ではありません。

この資料の作成するための基礎調査の概要について説明いたします。新潟県の全域の労働者数 100 人未満の製造業で 30 人未満の卸売・小売、飲食、宿泊で、この資料を 1 枚めくっていただいて基礎調査方法の概要というところに集計内訳があります。ここに書いていますように、製造業で 98、その次が 180、177、トータルで 458 の事業所です。労働者数として 3,245 名という形が令和 2 年 6 月の賃金額の調査でやった結果となっております。対象事業所の選定及び調査回答数から全体数へ復元するために、総務省の平成 28 年の経済センサス活動調査、事業所における国勢調査に相当するものを使用しております。

資料の 2 ページをご覧ください。その下になります。これは、調査結果の集計区分となります。特定最低賃金が定められている業種を除いて集計しております。

次に、3 ページを見ていただきますと、これが基礎調査に使用した調査票の用紙となっております。賃金額の記載については、(8) の欄、時間当たりの所定内賃金を算出する場合は、(9) の精皆勤手当から (12) のその他手当までの手当を除いた賃金が時間額に換算して算出しております。

次に、集計結果について説明させていただきます。細かな表で申し訳ございませんが、4 ページをご覧ください。総括表 (1) になります。これは規模別、年齢別に集計したものです。

8 ページが総括表 (2) ということで、こちらは性別、年齢別に集計したものになっております。こちらはパート労働者を含む全労働者の集計になっております。この表の一番左上の欄、総括表 (1) ですが 4 ページの一番左上、時間当たりの所定内賃金額を記入してあります。819 円から 880 円までが 1 円刻み、881 円から 999 円が 10 円刻み、1,000 円から 1,499 円までが 100 円刻みという形になっております。この表の左上に 26 万 7,244 という数字があります。これが今、申し上げました労働者数 100 人未満の製造業、情報通信業のうち新聞業、出版業、30 人未満の卸・小売業の労働者になります。その 26 万 7,244 の下の数字 357 人は 819 円以下の賃金額の者が復元後、357 名いることを表した数字となっております。これが全体の 0.1 パーセントということになります。以下の表の下の人数については、累積の数字となっております。

次に、本調査をもとに、現行の新潟県最低賃金 830 円に達していない労働者の割合、いわゆる未満率を見てもらいます。830 円に達していない、つまり 829 円以下の労働者の割合と

なりますが、829円が4ページの真ん中あたりになります。累積の労働者数が981名となっており、その割合は0.4パーセントとなっております。この0.4パーセントが未満率。これから金額審議をしていただき最低賃金が改正されますと、改定後の最低賃金を下回る労働者が出てまいります。この割合が影響率ということになります。

続きまして、統計全体に係る事項を説明させていただきます。基礎調査は毎年6月分の賃金計算期間において、各調査対象事業所数の所定労働日数を満稼働した場合に支払われる見込の基本給及び諸手当を調査しております。月給者の賃金の時間換算をする場合、月給額を6月の所定労働時間数で割って計算しております。時間当たりの所定内賃金は、基本給と諸手当のうち精皆勤手当、通勤手当、家族手当及び賞与、時間外手当、早出手当、深夜手当、休日・宿直手当等を除いた手当の1時間当たりの額の合算額をいいます。最低賃金の計算には3手当を除くとしておりますが、その手当というのは、精皆勤手当と通勤手当、家族手当のことになります。以上で、基礎調査の説明とさせていただきます。

(会 長)

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。細かい数字がいろいろ並ぶ資料ですので、また読み込んだうえで、何かございましたと思いますが、とりあえず今の時点ではよろしいでしょうか。ただ、先ほど説明がありましたように、昨年までとは統計の取り方等に違いがありますので、昨年と単純に比較してどうのこうのという話しにもなかなかいかない部分がありますので、その点ご注意ください。また、実質的な審議に際して、この辺を使うときには、何か問題があれば、またご質問、ご意見を頂ければと思います。

以上で、資料の説明はおしまいで、続きまして、第1回の本審で申し上げましたように、実質的な審議は専門部会にお願いすることになりますが、何かこの点についてご意見ございますでしょうか。それでは、実質的な審議については、専門部会のほうで行っていきたいと思います。

続きまして、議題(4)特定最低賃金の改正の必要性についてでございます。事務局から説明をお願いいたします。

(室 長)

特定最低賃金の改正の必要性について説明させていただきます。まず、新潟県の電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、新潟県自動車(新車)、自動車部品・附属品小売業の3業種につきまして、特定最低賃金改正の申し出がありましたことを、ご報告させていただきます。また、各申出書を審査しましたところ、いずれも要件を満たしているものと認められましたので、受理いたしました。従いまして、これから改

正の必要性について局長から諮問させていただきます。

(労働局長)

令和2年7月28日

新潟地方最低賃金審議会会長 永井雅人 殿

最低賃金の改正の決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法第15条第1項の規定に基づき、下記の最低賃金の改定決定に関する申し出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

新潟県自動車、自動車部品・附属品小売業最低賃金

新潟県各種商品小売業最低賃金

以上

よろしくお願いたします。

(会長)

検討させていただきます。

(室長)

今、諮問の写しを配付させていただいております。しばらくお待ちください。

(会長)

よろしいでしょうか。ただいま、既存の3業種にかかる特定最低賃金の必要性について諮問を受けました。関連する資料について、事務局から説明をお願いするのですが、この3業種の中の各種商品小売業については、検討の必要ありというご意見もありますので、これについては別途説明を行ってもらうことにいたしまして、まずはそれ以外の2業種についての説明をお願いいたします。

(室長)

特定最賃の必要性についての関連資料の説明をさせていただきます。

資料No. 8ということで、ここに提出された特定最低賃金の改正申出書の写しがございます。「新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、
「新潟県各種商品小売業」、そして「新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業」

の3業種となっております。また、ここには添付しておりませんが、いずれもこの人数を証明する資料が添付されております。資料No. 7をご覧くださいと思います。表の注意書き1のとおり、平成28年事業所センサスを基に、最低賃金基礎調査の結果により、それぞれの特定最低賃金の業種に関し、まず適用労働者数及びそれぞれの産別で規定しております除外労働者から基幹的労働者数(a)を算出しております。また(b)は特定最低賃金の申出書に記載があります人数となります。この表、右端の欄をご覧くださいますと、電子部品、自動車・自動車部分品小売業、各種商品小売業について、3業種ともそれぞれ3分の1以上の方々から申し出があったということで、基準を満たしていることをご確認いただければと思います。以上で簡単ではありますが資料7、8の説明を終わらせていただきます。

(会長)

ただいまの2業種の部分についての、必要性の諮問及び関連資料につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

(木南委員)

資料の確認ですけれども、電気機械器具のものです。審議会資料No. 7では、申出者が代表する基幹労働者数が7,617人となっておりますが、審議会資料8の1ページ目でしょうか。申出書の4申出の理由欄ですが、6,821人記載があつて、人数が異なるのではないかという感じがするのですけれども、大丈夫なのでしょう。6,821になると3分の1を超えるのかどうかぎりぎりだと思ふのですけれども、その辺の審査も大丈夫なのかというところです。

(事務局)

よろしいですか。修正がありまして、それがこの表に反映されていないので、修正したものをもちますのでお待ちいただけますか。

(室長)

それ以外で何か質問等あれば、まとめて。

(会長)

それでは、それ以外に何かご質問がございましたら、お願いいたします。では、もうしばらくお待ちください。一番基本的な人数の部分でございますので、確認のうえで審議を続けたいと思いますので、しばらくお待ちください。

(梅野委員)

もともと資料を用意した会社があつたのですけれども、どうしても金額提示をしてもらえない会社だったので、最低賃金を教えてもらえなくて、その会社を取り下げて新たに提出したので、恐らく申出書に書かれている6,821人が正しい数字で、一回、事前に出させていたいただいたのが7,617人だったので。

(会 長)

最初に言ったのは7,617のほうで、6,821のほうが修正後の数字。

(梅野委員)

修正して提出させていただきました。

(木南委員)

おおむね3分の1を切って。

(梅野委員)

0.33。

(会 長)

もう少し端数まで出したほうがいいですよ。ちょうどぎりぎりの数字だと思います。

(梅野委員)

これはあくまでもおおむねですから。

(会 長)

おおむね3分1以上というのはずいぶんな言い方ですよ。

(室 長)

33.3以上にはなると。佐藤さん、大丈夫ですよ。

(会 長)

33.8ね。四捨五入して0.34というところで、一応、会議資料7のほうを直しておかないと、そこを正式にチェックしておかないと進めるわけにもいかないの、内容的にはそういうことであれば、大丈夫かと思うのですけれども。

(室 長)

今の話で、電子部品のbのところ、7,617というところが6,821という形になるかと。それによって、また右の数字が変わってきます。

(会 長)

だからここの数字が33.8でいいのか、その次のけた何なのか。

(梅野委員)

一応、私は33.8となっていますけれども。

(会 長)

きちんと申し上げて訂正するというだけでも構いません。

(室 長)

訂正するだけでいいから、訂正の1枚だけ持ってきて。

多分、このNo.を差し替えるつもりでコピーしているのかと。

(会 長)

正式な文書そのものは今、間に合わないと思うので、数値として新しい数値が分かればよろしいと思います。

(事務局)

それでは、只今、修正後のペーパーを机上配付させていただきました。電子部品・デバイスの産業につきましては、一旦、申出書が出されたのですが、その後で申出者が代表する基幹的労働者が変わっていたということで 6,821 の申出書を新たに受け付けております。率としましては 33.8 ということになります。

各種商品小売業についても、提出いただいた申出書の中にラブライオン万代店が入っていましたが、この産業につきましては、各種商品小売業ではなく、食料品小売ということで人数から除外させていただきました。そのほかにも見直しをしまして、事業所等を増やしたりした結果で、各種商品につきましても、申出者が代表する基幹的労働者数と率について 100 パーセントを超えているのですけれども、126.9 よりは若干下回っているというような結果となりました。

(会 長)

ということで、審議会資料 No. 7 の令和 2 年度特定最低賃金改正意向表明 3 業種にかかる適用使用者数及び労働者数の資料につきまして、今ほど、配付されたものに差し替える。変更があったものが反映されていなかったのも、それを反映した新しい数値に直したものが今、配られた資料でございます。

ということで、ここでは電子部品等につきましては、割合として 33.8 パーセント、おおむね 3 分の 1 以上ということを満たしているということですが、それでよろしいでしょうか。

それでは、ほかに何かご質問、ご意見ございますでしょうか。資料についての質問はないようなので、ただいまから電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業及び自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業の 2 業種につきまして、特定最低賃金改正の必要性について審議をいたします。まず労働者側からご意見を伺いたいと思います。お願いいたします。

(桑原委員)

この 2 業種につきましては、やはり例年どおり労使のイニシアチブを持って必要性ありとしていただき、改定の審議をお願いしたいと思います。

(会 長)

続いて、使用者側からご意見を伺いたいと思います。お願いいたします。

(佐藤委員)

それでけっこうです。

(会 長)

それでは、労使双方からこれを行うという意向ですので、2件の特定最低賃金につきましては、改正の必要性があるということで、労使意見が一致したということによろしいでしょうか。

それでは、異議なしということでございますので、改正決定の必要性を認める旨、答申することといたします。事務局は答申文の準備をお願いいたします。

(会 長)

令和2年7月28日

新潟労働局長

奥村伸人 殿

新潟地方最低賃金審議会

会長 永井雅人

新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金及び新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は令和元年8月2日付をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった標記最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記の結果に達したので答申する。

記

改正決定することを必要と認める。

以上

(室 長)

ただいま答申を頂きました、「新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情

報通信機械器具製造業最低賃金」、「新潟県自動車（新車）、自動車部分品・付属品小売業最低賃金」の改正決定について、局長から諮問させていただきます。

（局 長）

令和2年7月28日

新潟地方最低賃金審議会
会長永井雅人殿

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金。
新潟県自動車（新車）、自動車部品・付属品小売業最低賃金。

以上

（室 長）

今、諮問文の写しを配布させていただきますので、しばらくお待ちください。

（会 長）

よろしいでしょうか。ただいま「新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、「新潟県自動車（新車）、自動車部分品・付属品小売業最低賃金」の改正決定について諮問を受けました。

改正の内容につきましては、専門部会を設けて調査審議を行うこととなりますが、進め方について、事務局から説明をお願いいたします。

（室 長）

今後の審議の進め方について説明させていただきます。ただいま改正決定の必要性ありとの答申を頂きました2業種につきましては、最低賃金法第25条第2項に基づき、それぞれ専門部会を設置することとなりますが、専門部会委員の推薦公示については、速やかに公示する予定でございます。専門部会委員を委嘱させていただいた後、日程調整のうえ、各専

門部会を開催できればと思っております。その後、それぞれの専門部会を順次開催させていただきたいと考えております。

(会 長)

ただいまの説明につきまして何かご質問、ご意見があればお願いします。この2業種についてはよろしいでしょうか。それではお認めいただいたものとさせていただきます。

続きまして議題(5)特定最低賃金決定等に係る検討小委員会の設置についてでございます。事務局から説明をお願いいたします。

(室 長)

この検討小委員会については、令和元年度の第5回審議会、今年の3月11日になりますが、その際、提案のあった各種商品小売業の見直しということで、事務局として第1回の審議会において提案させていただきました。その後、各委員の方々から修正を加えさせていただき、別紙の検討委員会(案)を設置して、審議会運営規程も変更を加えた資料を机上に配付しておりますので、ご覧いただければと思います。この件に関しては、一応、事前に労使の方々には話は通してあるところでございます。

(会 長)

今の資料は。

(室 長)

別で机上に配付して。委員の方々には事前に配って。

(会 長)

ほかの委員の方はあるのですね。

(室 長)

机上にあります。

(会 長)

失礼いたしました。

それでは、ただいま事務局からの提案につきまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。一応、労使の代表の方には、ご確認いただいているというものでございます。

それでは、検討小委員会(案)、審議会運営規程の修正は、本日付で施行することになります。そのように進めさせていただきます。

失礼しました。審議会のほうの運営規程の改定については、今から施行で、小委員会のほうの運営規程につきましては、最終的には小委員会の議決に基づいて行うということになるかと思っております。

事務局、ほかに何か小委員会の件で提案等、説明ありますでしょうか。

(室 長)

ご承認していただきまして、ありがとうございます。この審議会運営規程の案については外した形で審議会の方々にメールを送らせていただきたいと思います。

それでは、小委員会の委員について、事前に委員を選出していただきたいと思うのですが、一応、事前をお願いしてあったかと思いますが、私のほうから2名ずつ申し上げさせていただきます。公益委員は木南委員、二岸委員、労側は桑原委員、羽賀委員、使側は佐藤委員、名古屋委員とこちらは確認を取っておりますが、この6名の皆様方でご承認をしていただければ、この6名で小委員会を今後やっていただくのですが、その小委員会を8月中に第1回で日程調整するような形でお願いしたいと考えております。

(会 長)

それでは、ただいま読み上げていただきました6名の委員の方をもって検討していただくということでよろしいでしょうか。それでは、そのような形で小委員会を開催し、検討をお願いしたいと思います。

次に、議題(6)のその他についてですが、事務局からお願いいたします。

(室 長)

その他の資料を説明させていただきます。本日、配付資料のうち資料No. 1からNo. 6の説明をさせていただきます。

資料No. 1 令和元年賃金構造基本統計調査結果の抜粋でございます。北海道から沖縄まで47都道府県の令和元年6月1か月分の賃金となります。この表は都道府県順の並びになっておりまして、新潟は神奈川の下、富山の上を書いてあります。ご覧のとおり、一般労働者の月額賃金は26万3,600円で、関東甲信越、北陸4県では最も低い賃金となっております。

賃金構造基本統計調査は、国の基幹統計となっております。毎年6月末時点で事業所の労働者に係る賃金調査でございます。賃金調査の中では最も規模の大きい調査でありまして、調査結果は国の統計データとしてさまざまに活用されております。今年度も県内1,559事業所、昨年は1,517でございますが、調査をお願いしております。この調査も基礎調査と同様、賃金室で行っている調査で、現在、審査、取りまとめを行っているところでございます。

資料No. 2は、当局で作成しました平成11年度から新潟県の最低賃金額と対前年度の引き上げ額、上昇率を示す推移表となります。平成25年度から令和元年度までの7年間で141円の引き上げ、また平成14年度から平成24年度までの10年間で48円の引き上げとなっております。

続きまして、資料 No. 3 については、平成 23 年から令和元年までの影響率と未満率の推移表となっております。未満率はほぼ横ばいで変わりませんが、影響率は右肩上がりとなっております。昨年の影響率は 14.7 パーセントとなっております。

資料 No. 4 は、新潟県弁護士会会長より、最低賃金の引き上げを求める会長声明文でございます。

資料 No. 5 につきましては、受付順で阿賀野市、聖籠、新発田、柏崎ほかから最低賃金引き上げに関する要請書でございます。いずれも、改定にあたって、最低生活可能な賃金水準への上積み、新潟県の最低賃金が近隣県、全国と比較して低額であり格差拡大の防止、労働力の確保の観点から引き上げと監督体制の強化並びに中小企業・小規模事業者への生産性向上のための制度の周知を図るなどという要請がされております。

資料 No. 6 につきましては、新潟県労働組合総連合（県労連）から新潟県の最低賃金を直ちに 1,500 円に引き上げ地域間格差の解消を求める署名 2013 筆、中小企業支援の拡充と最低賃金の改善による経済好循環の実現を求める署名 18 団体となっております。

以上で、資料の説明を終わります。審議の参考にしていただければと思っております。

（会 長）

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。この辺の資料につきましても、またいろいろと熟読していただいた上で、何かございましたらば、出していただきたいと思っております。

それでは、議事がすべて終了いたしました。議事録の署名人を指名させていただきます。労働者側から桑原委員、使用者側からは佐藤委員を指名させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、議事進行を事務局へお返しいたします。

（事務局）

それでは、次回第 3 回本審を 8 月 5 日午前 10 時から開催いたします。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第 2 回新潟地方最低賃金審議会を閉会とします。

お疲れ様でした。